

第 25 回コーデックス分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の結果概要 (2004 年 3 月 8～12 日、ブダペシュト)

第 25 回 CCMAS は、38 カ国と欧州連合 (正式メンバー) が参加して行われた。

我が国からは 9 名が参加した (農林水産省 1 名 (代表団代表)、厚生労働省 4 名、独立行政法人食品総合研究所 1 名、独立行政法人農林水産消費技術センター 2 名、社団法人日本食品衛生協会 1 名)。主な結果は以下のとおり。

サンプリング

- ▶ サンプリングに関する一般ガイドライン案
 - ▶ 最終採択を総会に勧告
 - ▶ 本ガイドラインは、コーデックス委員会の各部会や加盟国政府が適切なサンプリングプランを選択できることを目的としている。分析される物質が均一に分布している場合には、違反率のコントロールと平均値のコントロールを目的として分析する場合に活用できるが、分布が不均一の場合 (アフラトキシンなど) や、分布が均一であっても測定誤差がサンプリング誤差より大きい場合、および残留農薬・動物薬の分析のためのサンプリングは含まれていない。また、複雑なサンプリングプランも含めていない。実際にサンプリングを行うためには、プランに基づきサンプリング法を作成する必要がある。

分析法の選択・評価

- ▶ 適切な分析法を選択するための評価ガイドライン案
 - ▶ 規準の算定法をステップ 5 で採択するよう勧告
 - ▶ 目的に応じた分析法の選択・評価 (新しい評価法) についての原案を改訂するものである。これまでのように分析法を指定するのではなく、規準に合致した分析法や目的に適合した性質を持つ分析法の選択やその選択の妥当性に関する評価方法等を明らかにすることを目的としている。
- ▶ 分析値の違いに起因する貿易問題の解決法のガイドライン案
 - ▶ 改訂を決定

分析値の信頼性の向上

- ▶ 分析の不確かさ (uncertainty) に関するガイドライン案
 - ▶ 最終採択を総会に勧告
 - ▶ 「不確かさ」とは、分析値の信頼性の指標になるものである。欧米先進国の多くでは、試験所の分析結果報告に、回収率とともに不確かさの情報も含めることが常識になってきている。本ガイドライン案では、不確かさをどのように推定するべきかを参考文献を挙げて示し、もし要求されれば不確かさとその信頼度を分析依頼者に報告しなければならない、としている。
- ▶ 単一試験所による妥当性確認
 - ▶ 「手続きマニュアル」に記載するよう勧告

- ▶ 試験所間妥当性試験（有効な結果を出す試験所が 8 箇所以上）を行うことを原則とし、それが実施できない場合は、試験所認定を受けた単一試験所が妥当性確認を行った分析法を使用できるように「手続きマニュアル」を修正するものである。

その他

- ▶ 分析値だけでなく、不確かさや回収率、サンプリング誤差などを行政に活用するためのガイドライン案
 - ▶ コメント招請
 - ▶ 各国で、たとえば、不確かさを考慮するか、回収率で補正するか等、分析の結果に基づき食品が規格・基準に適合しているかどうかを判断する方法が異なっており、貿易問題が起きる可能性がある。コーデックス委員会の各部会で規格を定める際の、不確かさ、回収率、サンプリング誤差の考慮に関するものである。
- ▶ コーデックス委員会の手続きマニュアルに掲載されている「分析用語の定義」の見直し案
 - ▶ コーデックス委員会の手続きマニュアルや採択された文書で用いられている分析用語の定義の整合を図ることを目的とする。
- ▶ GMO 検出法のための規準についての作業文書を改訂することに合意
- ▶ コーデックス食品規格（油脂、水産物、果汁、無グルテン食品）に含まれる分析法を承認